

ID: 135

担当部署: 環境課

処分の概要	永代使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町墓地条例 第9条第3項ただし書		
例 規 番 号	昭和55年条例第17号		
【基準】			
第9条及び高根沢町墓地条例施行規則第12条の規定による。 (墓地の種別及び永代使用料)			
第9条 墓地を使用しようとする者は、使用許可と同時に該当墓地の種別に応じた永代使用料を納付しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めた者については、これを減免することができる。			
2 前項の墓地の種別及び永代使用料は、次のとおりとする。			
	墓地の種別	名称	1区画の面積
第1種墓地		高根沢町宝積寺聖地公園	3.3m ²
		高根沢町東高谷墓地	6.0m ²
			8.4m ²
			10.0m ²
第2種墓地			町長が決定する額
3 既納の永代使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。			
4 還付すべき永代使用料がある場合において、未納の維持管理手数料があるときは、還付金はこれに充当する。			
(永代使用料の還付)			
第12条 条例第9条第3項ただし書の規定による永代使用料の還付は、墓地の使用者が使用の許可の日から10年以内に当該墓地を原形に復し、返還した場合に限り行うことができるものとする。			
2 条例第9条第3項ただし書の規定により永代使用料の還付を受けようとする者は、墓地永代使用料還付申請書(様式第10号)に請求理由を証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。			
3 条例第9条第3項ただし書の規定により還付する永代使用料は、次のとおりとする。			
	使用年限区分	還付額	
	1年未満	永代使用料の全額	
	1年以上～2年未満	永代使用料の90%	
	2年以上～3年未満	永代使用料の80%	
	3年以上～4年未満	永代使用料の70%	
	4年以上～5年未満	永代使用料の60%	
	5年以上～6年未満	永代使用料の50%	
	6年以上～7年未満	永代使用料の40%	
	7年以上～8年未満	永代使用料の30%	
	8年以上～9年未満	永代使用料の20%	

9年以上～10年未満	永代使用料の10%		
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日